

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成30年度第2回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	平成30年11月21日(水) 午前10時～午後0時
3. 開催場所	松阪市役所5階正庁
4. 出席者氏名	<p>【委員】 筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子 川崎佳代子、酒井由美、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、 前田浩、松村淑子</p> <p>【事務局】 人権・男女共同参画課長(西) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(小林) 人権・男女共同参画課(磯田)</p> <p>【関係各課】 地域福祉担当参事兼地域福祉課長(鈴木) 学校支援課 子ども支援研究センター長(野田)、 第一隣保館長(岡田)、第二隣保館長(小林)、 中川文化センター長(野間)、職員課 人事・研修係主任(小川)、 こども支援課長(荒木)、高齢者支援課長(松田)、 障がい福祉課長(伊藤)、こども未来課課長補佐(大西)、 三雲地域振興局 地域振興課長(蒲原)、 文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員(山本)、 商工政策課勤労消費者係長(北畠)、防災担当参事(船木)、 健康・医療担当参事兼健康づくり課長(白藤)、 地域安全対策課長(越川)、介護保険課長(田中)、 秘書広報課長(浅井)</p>
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	2人

7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp
--------	--

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

議事録

別紙のとおり

平成 30 年度第 2 回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 平成 30 年 11 月 21 日（水） 午前 10 時～午後 0 時
- 【場 所】 松阪市役所 5 階正庁
- 【出席委員】 （12 人）筒井美幸、皆川治廣、青木浩乃、石川通子、上村夏子、川崎佳代子、酒井由美、鈴木清子、世古佳清、高柳伴子、前田浩、松村淑子
- 【欠席委員】 （3 人）小椋仁、栗田季佳、渡邊和己
- 【事務局】 人権・男女共同参画課長（西）
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）
人権・男女共同参画課（小林）
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 地域福祉担当参事兼地域福祉課長（鈴木）
学校支援課 子ども支援研究センター所長（野田）、第一隣保館長（岡田）、
第二隣保館長（小林）、中原文化センター館長（野間）、
職員課 人事・研修係主任（小川）、こども支援課長（荒木）、
高齢者支援課長（松田）、障がい福祉課長（伊藤）、
こども未来課課長補佐（大西）、三雲地域振興局 地域振興課長（蒲原）、
文化課 松浦武四郎記念館主任学芸員（山本）、
商工政策課勤労消費者係長（北畠）、防災担当参事（船木）、
健康・医療担当参事兼健康づくり課長（白藤）、
地域安全対策課長（越川）、介護保険課長（田中）、秘書広報課長（浅井）

○人権担当主幹より開会の辞

○人権・男女共同参画課長よりあいさつ

人権・男女共同参画課の課長をしています、西と申します。よろしく願いいたします。本来であれば、環境生活部長がご挨拶を申し上げるところでございますが、本日他の公務により、欠席ということで、代わりまして私からご挨拶を申し上げさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、出席いただき、審議会を開催させていただきまして、ありがとうございます。さて、本日の審議会では、平成 27 年に作成しました、松阪市人権施策行動計画に基づき、事業に対する平成 29 年度の進捗管理ということで、委員の皆様には評価・検証に関しまして、ご審議をお願いしたいと思います。日頃からそれぞれの分野で、ご活躍をされておられます委員の皆様方から、ご意見をいただくことは、大変意義深いものであると考えておりますので、本日どうぞよろしくお願いいたします。

○欠席者報告

小椋仁委員、栗田季佳委員、渡邊和己委員。

○傍聴者報告

2名。

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
 2. その他

議事録

【会長】

皆さまおはようございます。寒くなってきましたけど、本日は2時間という限られた時間の中で、16事業の審議をお願いしたいと思っております。質問及び担当課のみなさまのご説明の方も時間内に終わるよう進行をとっていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

実は先日、松阪市の自殺対策計画策定委員会が11月16日に開催されました。お聞きしていると、新聞の方にも掲載されたとのこと。この審議会の会長として参加させていただきました。松阪市の中に貴重な尊い命が失われていくという現実や実際の数値で見させていただき、本当に何とかしないといけないなという思いをもった次第です。

私は子どもの命が奪われていくというようなことがあってはならないという思いで、この審議会を代表していくつか意見を述べさせていただきました。良い計画ができるように次回も協力させていただきたいと思っておりますので、まずそのことについてご報告をさせていただきます。

今回の審議事項の中にも自殺に関連するようなものも含まれておりますので、そこで何かありましたら、ご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。それではお配りをしている、松阪市評価検証実施事業一覧をご覧ください。こちらを上から順番に進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、事務局より評価等につきまして説明をお願いします。

【人権担当主幹】

本審議会は、松阪市の人権施策等に関しまして、さまざまな角度からご意見をいただき、ご審議をいただくこととしていまして、平成26年には「人権施策基本方針の第二次改定」、平成27年には、「人権施策行動計画」の策定に関しまして、ご審議をいただき、策定をいたしました。

そして、昨年度の審議会では、「人権施策行動計画」の28年度の進捗管理につきまして、ご審議をお願いいたしました。今回、29年度の事業評価につきましては、すべての事業についてご審議を頂くのは難しいと考えますので、事務局の方で施策の取り組みのそれぞれの項目につきまして、事業名を抽出させていただきました。なお、抽出いたしました事業の中には、事業の見直し等により統合されたものもございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。抽出した事業一覧がこちらの印刷物になります。抽出しました事業につきまして、こちらの事業評価シートをもとに担当課よりご説明をさせていただきます。

本来ですと「松阪市人権施策行動計画事業進捗状況評価実施要領」に基づきまして、「Aかなり充実した」「B充実した」「Cある程度充実した」「Dあまり充実しなかった」「E充実しなかった」などと評価していただいておりますが、評価において保留になることが多いことから、前回の審議会より、5つに分けずに、委員の皆様のご意見をもとに評価を行う形で行っております。そこで、ご意見等をいただくうえでお願いがございます。担当課より説明を聞かれた中で、評価できる点はどこか、または、こう言った所を工夫してほしい、考えてほしい、改善してはどうかなどの視点に基づきまして、ご意見等をいただきたいと考えております。そして、いただきましたご意見をもとに報告書を作成したいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。また、1つの事業の審議について時間配分を前回同様に10分程度と考えております。事業によっては審議時間が延びることも予想されます。1回の審議会を2時間程度と考えておりますので、審議時間が足りず評価検証事業が残存している場合は、日を改めて開催としていくことについてご理解をいただきたいと思っております。

それでは平成29年度の事業評価をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【会長】

それでは、平成30年度人権施策審議会評価検証実施事業一覧をご覧ください。上から数えて全部で16事業あげてもらっていますが、最初に人権尊重のまちづくり実現のための施策ということで人権・男女共同参画課さんの方からお願いいたします。

【人権・男女共同参画課長】

失礼します。人権・男女共同参画課の西です。よろしく申し上げます。資料の16ページをお願いいたします。人権啓発事業の目的は市民に人権問題についての理解と認識を深めるための事業でございます。6月の人権啓発強調月間には志茂田景樹さんの講演会「～共に生き、共に育てる～」を行いました。命の大切さと生きることのすばらしさを小さいころから教え、自分を大切に、他人を大切に思う思いやりがより一層育みたいといった内容でございました。参加者数は目標400人のところ300人でございました。目標達成とはなりませんが、人権について考える機会をとっていただいたと考えております。

満足度をアンケートでとったところ89%ありました。おおむね達成できたと考えております。そして、12月の人権週間におきましては、人権文化フェスティバル松阪として本庁、

各振興局において映画・講演会を行い、5会場で871の方が参加いただきました。本庁管内で行いました人権映画「手紙」では犯罪被害者・加害者の問題を考えさせる内容でした。こちらの方の満足度は81.5%でございます。この人権啓発事業におきましては次年度におきましても、このような講演会等を通じて啓発を行っていきたいと考えており、また、啓発の方法等におきましても引き続きチラシ・ポスター等を商業施設やドラッグストア、コンビニ、医療機関等へ配布していきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。それではただいまのご説明を受けて、この事業に対して評価できるところ、また、ご質問・ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

この事業におきまして6月の講演会、12月の映画会等で人権擁護委員の研修の中の一部に入れさせていただいて、松阪の人権擁護委員20名はこちらの講演会に参加をさせていただいております。その時にパネル展をフロアでさせていただいているのですが、私たちの活動を写真等で提示させていただいたり、人権について考えていただく時間を取っていただいております。そこで啓発物品をさわっていただいたら、人権について考えていただく機会を持っていただけます。連携という訳ではないんですけど、私たちはこの機会を自分たちの研修と啓発の両方にこの場を使わせていただいておりますので、ご報告させていただきます。

【会長】

地域で活動していただいていることのご紹介をできる場になっているということですね。

【委員】

本当にありがたいです。地元の方も私たちの活動についてご理解いただくことは難しいのですが、この場で会った人が私たちの活動を知っていただける機会となっていますのでありがたく思っております。

【会長】

地域の活動はなかなか目に見えないというかわかりにくいことがあるので、市でやっていただけたところで紹介していただいて、なるほどと思っただけると良いですね。

【委員】

この度初めて参加させていただくのですが、松阪市内で子育て支援団体の代表をさせていただいております。改めてよろしくお願いたします。地域活動団体の立場としてお話しをさせていただきます。人権啓発という活動が子育て世代のママさんパパさん方に情報が伝わってこない部分があると思います。志茂田景樹さんの講演は私自身も行きたいな、聞きたいなと思っていたのですが、やはりチラシをお渡ししても、興味はあるけれども、なかなか足が動かないというお母さま方がいらっしゃいました。私もこの審議会の一員でありますので、もし、お役に立てるのならば、このような情報を子育て世代に啓発するために情報機関として利用いただけたらと思います。良いことをしていただいているのもっとお役に立てるようお声がけをしていただけたらと思いました。

【会長】

利用者はどれくらいの方がいらっしゃいますか。

【委員】

利用者というか、私どもは孤立する・引きこもる子育て世代のママさんを増やさないための場づくりをしています。子どもの虐待につながらないように事前の防止策ということもあるのですが、市内のお母さま方に発信をしております、登録の会員数は220人います。登録数は増えているのですが、その都度参加されたりお休みなられたりという形でされています。

【会長】

220人という数は多いですね。地域で活動をされている団体さんに情報が届き、その方々から情報がさらに伝わるといった効果があると思います。人権・男女共同参画課さんは何か意見がありますか。

【人権・男女共同参画課長】

ありがとうございます。今後とも協力をお願いしていきたいと思ひます。

【会長】

市内にそのようなグループがたくさんあると思ひますので、教えてもらい広げてもらったらと思ひます。

【副会長】

人権講演会についてはよくやっているなと思ひます。質問なのですが、今までいろいろな

問題があり、人権講演会には人権意識の高い人がいつも来ている。人権意識のない人を何とかしないといけないということでPR方法について工夫が必要なのですが、講演の内容について、アンケートの内容について色々ご指摘があったとのことですが、講演会のアンケート内容はどのようなものですか。同和問題や女性問題に限ったものになっているのか、一般的な人権の問題としているのか。アンケートの趣旨がどのようなものかご説明いただけますか。

【人権・男女共同参画課長】

アンケートの内容は「この講演会をどのような方法で知りましたか。」であったり、あとは満足度を確かめるためのアンケートを取らせてもらったり、その他の意見をもらったりというものです。

【副会長】

講演の内容についてどのようなご意見がありましたか。

【人権・男女共同参画課長】

「子どもに分かる人権の話聞かせてもらいました」とか「改めて子どもに対する接し方を勉強させてもらった」等といった意見を頂戴しております。

【委員】

人権講演会の講師の選び方を本当に工夫していただいていると思います。普段聞けないような有名な方も呼んでいただいているので、私もたびたび喜んで講演会に参加させていただいております。

【委員】

啓発のチラシ・パンフレットを市役所の方と配る機会があるのですが、やはり講師さんによって受け取る方の反応が全く違います。志茂田景樹さんのときは良く知っているといった声を街頭啓発時にも聞こえます。他の委員の話にもありましたが、本当に工夫いただけているなと思います。やはり知名度が高い方は反応が良いので、今後チラシを配布する際にそのような声が聞こえるように講師の選定をよろしくお願いします。

【会長】

みなさんもこの人が良いといった人がいたら、是非お伝えしていただいたらと思います。他の方はいかがでしょうか。

それではこの事業につきましては以上とさせていただきます。

続きまして2つ目の人権意識の高揚を図るための施策ということで人権・男女共同参画課さんお願いいたします。19ページになります。

【人権・男女共同参画課長】

失礼します。人権問題職員等養成講座事業の目的は市職員や事業所、市民を対象に地域の人権教育リーダーとなる人材の養成を図るものです。人権問題職員等養成講座は毎年8月、9月に5日間10回の講座を開催し平成29年度は参加者数の目標の40人のところ38人の方が出席していただきました。講座内容は高齢者の人権、子どもの人権、インターネットと人権問題等でございます。38人の方の内訳は市職員が21人、市民が2人、企業が15人でございます。また、前もってご質問いただきました内容につきまして回答させていただきます。お手元の質問書の回答書の1ページ目をお願いします。

平成28年度に3つの差別解消法が施行されておりますがその法律名と内容を教えてくださいといったことでございます。まず、「障害者差別解消法」でございます。「障害を理由とする差別の解消と推進に関する法律」。障がいがあることを理由にして、差別することを禁止しています。また、障がいのある人から、「こんなことをしてほしい」などと求められたときには、状況に応じて配慮の提供が必要でございます。

次に「ヘイトスピーチ解消法」です。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」。特定の民族や国籍の人びとを社会から排除しようとする差別的な言葉や行動を「ヘイトスピーチ」といい、人を大きく傷つけるもので、決して許されません。

最後に「部落差別解消推進法」です。「部落差別の解消の推進に関する法律」。今もなお部落差別が残っており、インターネットなどが便利になっている中で、部落差別に関する状況の変化が起こっていることを踏まえ、この法律が制定されました。

県が作成しているチラシをお手元にお配りしております。こちらを以て回答とさせていただきます。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。県が作成しているチラシが皆さまのお手元にこのような形で配布されていますので、ご確認ください。

【委員】

どうもありがとうございました。障害者差別解消法については知っていたがあと2つ分からなかった。わかりやすく説明をいただき、大事な法律であると再認識させていただきました。ありがとうございました。

【委員】

三重県の差別解消法の中で三重県条例というものができています。長い条例になりますが、「障がいの有無にかかわらず誰もがともに暮らしやすい三重県づくり条例」が6月に議

会で制定、10月1日から一部施行、4月1日から全部施行となります。障がいのあるなしに関わらず共生社会を実現するための条例となっております。この条例も官公庁関係など、公的機関は義務付けされていますが一般企業の場合は100%義務付けまではいかず、努力義務となっております。努力義務を外してしまうと、どんな企業・店舗でも義務付けされてしまうという側面から、国の法律上努力義務となっております。段差があつて会社に入れないので、バリアフリー化をしてほしいという要求はできるが、エレベーター無いからつけてほしいといった要求は強制できませんから努力義務となったのだらうと考えます。全国的に差別解消法ができる前から条例ができていた県や政令指定都市があつた。三重県においては議会や福祉課関係に提案をしてもらい、県に条例を作ってもらった。また、皆様に情報が流れると思いますので、その際はよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。他に何か意見はありますか。

【副会長】

ヘイトスピーチ規制法について現在の動向をご報告させていただきます。平成28年に大阪市がヘイトスピーチに関する規制条例を制定しました。東京でも平成30年にヘイトスピーチに関する規制条例を制定しました。ヘイトスピーチ解消法ですが、日本政府は人種差別撤廃条約の4条にA、B、Cがあり、そのCだけを承認しております。A、Bについてはヘイトスピーチをした場合に処罰するというものですが、それを日本は批准していません。ヘイトスピーチ解消法はわずか10あまりしか条文がなく理念的なもので処罰規定がありません。大阪市の場合は氏名公表という形を盛り込みましたが、なかなか大阪市の方はハンドルネームで出てきますので、ヘイトスピーチをSNSであげられてしまうと特定できないという問題があります。三重県のヘイトスピーチ規制条例については東京・大阪に比べると遅れている状況です。ヘイトスピーチについては処罰規定がないため努力規定という形になっており、処罰ではなく、教育をしっかりしましょうという方向性になっている。そのため、実質的にはあまり効果をもちません。弁護士会ではヘイトスピーチ規制法を作って、罰金刑・懲役刑を課そうという動きがありますのでお知らせしておきます。

【委員】

平成30年実施内容のところ、ヘイトスピーチの事に関する講座がありませんが、これについてはどうですか。

【人権・男女共同参画課長】

人権の講座については数多くありますので、毎年色々なテーマで講座を実施しており、その中で選択している状況でございます。

【委員】

副会長の意見についてですが、ヘイトスピーチだけでなく、色々なもの理念だけで動いていますよね。その辺りの全体的な流れについてはどうなのですか。情けない国だと世界中から批判されていますが。

【副会長】

ヨーロッパやアメリカでは差別に対して非常に厳しいですが、日本では明確な処罰規定がないと処罰できません。違法であれば処罰できますが、処罰には明確な基準がないと処罰できません。裁判を行っても検察官が公判一致できません。福岡や岐阜で問題になったときに「みだりに」という言葉を使いました、また、暴走族の集会条例で「い集」という言葉を使いました。みだりにという言葉を広げれば広げるほどに処罰範囲が広がっていくため、公判が一致できません。そのため、日本では処罰を拡大させないために、処罰を導入せず、教育を行っていくという方向になっています。部落差別についても同じです。

【委員】

理念で終わっている。このような会議にしても形だけで終わっている気がする。非常に情けないというかモヤモヤしたものを感じていることは事実です。

【会長】

ありがとうございます。他にはありませんか。それでは、この事業についてはここまでとさせていただきます。それでは3番目の事業に移っていきたいと思います。生活困窮者自立相談支援事業について地域福祉課さんよりお願いします。30ページをご覧ください。

【地域福祉課 参事】

地域福祉課です。よろしく申し上げます。30ページの生活困窮者自立相談支援事業の内容につきましてご説明させていただきます。この事業につきましては、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の方に対し、自立促進を図るための支援を行うという目的で取り組んでいます。その事業内容につきましては、就労その他の自立に関する相談支援や家計相談、就労に結び付くための日常生活や家庭生活支援を必要とする方に行う就労準備事業という形で事業を進めさせていただいております。平成29年度の実施内容相談につきましては、新規相談件数が290件、継続相談件数が2,060件、合計が2,350件のご相談を受け付けております。ご質問をいただいております件につきまして、新規相談件数は減なのに継続相談件数が多くみえているということで、その状況をまずご説明させていただきます。相談者の生活課題は、就労だけでなく、債務整理や家計管理、人との関わり方等の複雑な課題・問題を抱えております。その課題等を相談支援員が相談者と一つずつ整理した支援プランを作

成し、相談者ととも解決に向けた支援を行っていきます。その支援にあたって、相談者自身が課題に向き合い、作成した支援プランに同意・受入れ、一歩を踏み出すためには、何度もの面談等で時間を必要とします。また、支援が始まって不安も抱える方もみえるため、一定期間のフォローアップを行う関係上、時間がかかってしまうという現状でございます。次に相談者の年齢・男女別についてご回答させていただきます。29年度ですと、40代、50代、60代で50名ずつ、男女別ですと男性172名女性116名で、男性が6割を占めている状況でございます。

また、生活保護の状況についてご質問をいただいておりますので、回答させていただきます。松阪市での生活保護の状況は、平成30年10月末現在、1,822世帯、2,310人が受給されています。松阪市の保護率は、14.3%で、平成24年度をピークに減少傾向にあります。平成24年度は17%程度ありました。生活保護受給世帯の類型は、高齢者世帯が一番多く57.7%、母子世帯4.8%、傷病者世帯11.7%、障害者世帯12.5%、その他世帯13.3%となっています。単身者の状況としてましては受給世帯1,822世帯のうち、1,486世帯(81.6%)が単身世帯となっています。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。何かご質問はありますか。

【委員】

県社協の運営で生活困窮者への食糧支援というものをやっているが、このつながりというのは松阪の社協が行っているのですか、どのようなつながりになっているかを教えてください。県全体でも多くの数は行っていないが、その辺りも分かれば教えてください。

【地域福祉課】

今おっしゃっていただきました通り、食糧支援は県の社協が先頭になり実施しており、松阪社協とも連携しています。食糧支援が必要な方が見えたら、県社協と連携し食糧をご本人にお届けするという形になります。ただし、ご用意させていただくのに最低1日はかかりますので、翌日という形になります。窓口には市から委託をさせていただいている市社協の生活困窮者相談支援センターがあります。そのような相談を社協とすぐに連携が取りやすい状況にもなっておりますので、必要な方には支援が上手く回るようになる体制は整っているのではないかと考えております。

【委員】

情報は共有してもらっているんですね。

【地域福祉課】

はい。そうです。

【委員】

ありがとうございます。

【委員】

母子世帯は4.8%とありますが、これは父子世帯も入りますか。

【地域福祉課】

母子世帯につきましては定義がございまして、配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子どもで構成された世帯というものでございます。その定義からしますと女子という表現がありますので、その表現をもって数字を出させていただいております。

【委員】

それに関係して、第一回目でも子ども食堂が話題になりましたが、松阪市では社協の方で月1回、第四地区でやっているということを知りました。その後増えているということは聞かないのですが、松阪はまだ増えていきませんか。

【会長】

どなたか子ども食堂について情報をお持ちの方をお願いします。

【第二隣保館】

第二隣保館長です。よろしく申し上げます。先ほどの委員の方から子ども食堂の話がありましたので、ご報告させていただきます。東地区ではH29年4月から東地区住民協議会主催、開催場所は第二隣保館で社会福祉協議会、自治会、民生委員会さん等の協力をいただきながら開催をさせていただいております。H28年度は試行的にさせていただきましたが、29年度からは東地区の住民協議会が主催で本格的に実施し、29年度は7回させていただきました。アレルギー対応のカレーを作らせていただき、子どもは無料、親御さんは協力資金として募金をいただく形です。募金は赤十字の方に募金させていただいております。活動資金につきましては社協の方から補助がございまして、また、地域の人に持ち寄っていただいた野菜などを材料として使い、12時から一時間程度させていただいております。食後すぐに帰ってもらうのではなく、隣保館の講堂で遊んでもらうなどのふれあい活動等を大事にさせていただいている。子どもの貧困という名目にしてしまうと親御さんや子どもが来にくいと、東地区ふれあい広場という名称とし、子どもの貧困という言葉は一切出さずに、地区外の子どものみならず誰でも来やすい体制で開催をさせていただいております。これから

の広がりにつきましては、幸地区や徳和地区が視察に来ていただいています。幸地区の方でも始めたという話も聞いております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。広がりがあるということで良かったですね。

今のご説明ですと社協の方から資金援助もあるということで、それで食糧支援ができるということはありがたいことですね。フードバンクの方では名古屋のセカンドハーベストという大きな団体があり、そこから食糧をいただいてそこから困窮者の方に食糧を手渡すためのステーションが津に一つあります。そこは私たちが外国人支援をしていますので、外国人の方々がそこで食糧を受け取って生活をつなげるというものになりますので、もしもの時は皆さんつないであげてください。

【委員】

第一支援包括センターからお邪魔している者です。よろしくお願いします。食糧支援についてですが、高齢者の方には疾患を持っている方がたくさんいらして、その人が食べてはいけない食材があります。あらかじめどのような食糧が届くのかということをお教えいただくと主治医の先生に確認をしてお渡りすることができるので、そういう配慮や連携がうまくできるといいなと思っています。

【会長】

フードバンクさんの方の状況ですが、企業さんから提供されたものを困窮者の方にお渡しすることになるので、提供できるものが決まっています。提供されたものの中からこちらが選ぶという形だと思います。持ってきてもらったものをカレーライスなどに加工して提供するものではないです。食べられないものを自分で判断して選べればいいのですが、そうでない場合、(食べられないものを)抜いていただくというプロセスが必要になってくるかなと思います。

【委員】

せっかくの食糧が活かさないということが最近ありました。ご提供いただいたものをすべて使うとなると難しいですね。

【会長】

1斗缶いっぱいのお餅を企業から提供ということがあったが、なかなか使い切るのは難しかった。

【委員】

企業から提供されるものなので、こちらから何がほしいという状況ではないですからね。

【会長】

私が見た限りですと、食材というよりはお菓子などの子どものおやつやレトルト食品はあったように思います。

他にはよかったですでしょうか。それでは4番目に移ります。多文化共生社会の実現ための施策ということで学校支援課さんお願いします。86 ページお願いします。

【子ども支援研究センター】

失礼します。学校支援課子ども支援研究センターです。よろしくお願いします。教育委員会の方では外国人の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために様々な取組を実施しております。具体的な事業につきましては外国人児童生徒受入促進事業というものをさせていただいております。事業の目的内容につきましては記載の通り、松阪市全域における外国人児童生徒の学校全体での受入体制の整備を行うものでございます。平成29年度の主な事業内容について説明させていただきます。小中学生を対象に日本語指導や学校への適応指導を行う初期適応支援教室いっばを運営させていただいております。また、就学前の子どもが日本の学校へ入学後、学校生活をスムーズにスタートできるようにするための支援教室ふたばも運営いたしました。昨年度、いっばにつきましては年間で33人の通級生がございました。ふたばにおいては、25人の児童の参加がありました。また、外国人等生徒が在席する小中学校へ通訳である母語スタッフを配置することによりまして、外国人等の適応支援及び日本語学習や教科学習面での支援を行っております。昨年度は、タガログ語の母語スタッフを7名、ポルトガル語とスペイン語（同じ方）が1名、中国語が2名、タイ語が1名ということで合計11名の母語スタッフを学校に派遣させていただきました。学校数としては小学校が18校、中学校が7校、幼稚園が5園ということで合計30の学校・園に派遣をさせていただいております。目標としている巡回指導時間はほぼ達成しているという状況です。今申し上げた事業以外にも外国人生徒のアイデンティティ確立または、進路保障のための取組として愛知淑徳大学との連携によるフォトストーリーづくりや三重大学との連携による多文化理解の授業、進路保障を目的とした進路ガイダンス等の取組をさせていただいております。課題としましては、昨年度より外国人児童生徒が増えているという現状があります。そのような中で各学校での受け入れ体制の整備を進めていくこと、教科での学習の充実を図ることによって学力の保障すること。それが進路の保障につながっていくことになるので、継続してやらなければいけない課題として認識しております。以上です。

【会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明を聞き何かご意見がありましたらよろしく

お願いします。

何もなければ私の方から一つよろしいでしょうか。次年度入学予定者の方に案内をされて事前の説明会等をふたばの方でされていると思いますが、この対象になるお子さんは何人くらいで説明会に参加されるお子さんは何人いらっしゃいますか。

【子ども支援研究センター】

昨年度の参加者は25人で、対象としましては4月から小学校生活を始めるお子さんです。保育園や幼稚園でいうと年長の年齢の子どもを対象としています。外国人のお子さんの親は日本のシステムをわからないということもあるので、入学する前に日本の学校とはどんなところなのかという説明も兼ねて1月から3月の期間にかけて11回開催させていただいている。この説明会は今まで8年間開催しています。本年度は対象の子ども23人のうち15名の申し込みがあり、対象のお子さんほとんどが申し込んでいただいている状況です。

【会長】

外国人のみなさまは自分の国の学校のシステムは分かりますが、日本のシステムは分かりませんので自分の国と同じように学校の準備をしてしまいます。ですので、このようにあらためて機会を作っていただいて日本のシステムを教えてもらえるのはとてもありがたいし、保護者の方々も積極的に参加をしてほしいですが、続けていただいているということがとてもありがたいなと感じました。

【委員】

これに参加するのは保護者と子ども一緒に参加されるということですか。

【子ども支援研究センター】

ふたばでは学校と同じような形で先生が前にいて教えるというスタイルです。保護者は後ろで座って見学されるという方が多いです。もう一つのいっぽ教室については学校のようスタイルではありません。子どもしか来ませんので一対一で教えている形です。

【委員】

地区にはベトナムや各地域の子どもがいるが、のびのびと暮らしています。地域の方は温かく見守っています。90歳のおばあちゃんが公民館で英会話を習い、「今年の冬は寒いですね」などしゃべってみえます。地域社会単位ではまとまっています。日本の方は割にシャイですが、向こうの国の方はおおらかですね。学ぶべき点は多々あると思います。

【委員】

交流があることはいいことですよね。私の方でも先日、子どもの送り迎えをしている際に、

日本の子どもが日本の歌を歌うと、一年生の外国籍の子と一緒に歌っていたのを見かけました。こうして日本のことを覚えているのだと思いました。その日は楽しくみんなで歌を歌って帰りました。

【会長】

その光景は良いですね。言葉は耳から入って耳で覚える部分と書いて読んで覚える部分とがありますね。

【委員】

高齢者の私たちにとってはわざわざ外国に行かなくても国際交流できている部分もあるので、何か楽しい気分になっています。

【会長】

三重県は 100 カ国以上の外国籍の方が住んでいて、わざわざ外国に行かなくてもいろいろな外国の方に来ていただいて、その国のことを教えてもらおうと自分の地域で世界旅行ができるような状況になっています。

【委員】

ポルトガルから来た子どもでいっば教室に通っていました。少しの間でしたがとても日本語を覚えていただいていたいました。突如親の都合で母国に帰らなくなりました際に書いた作文が「日本が大好きです。日本で働いて、結婚し、そのまま日本で暮らしたい」と書かれており、とても感動しました。その子が来た時も小学校の母語通訳の方が学校の途中で問題が起きた際、いろいろと対応していただき本当に助かりました。教育委員会がそういう体制を持っていただいているので、助かったことが多かったのご報告させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。外国人の話だけで2時間話してしまうので次に行きますね。5番目の事業になります。バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで地域福祉課さんよろしくお願ひします。29 ページを開けてください。

【地域福祉課】

失礼します。地域福祉計画実践プランについて説明させていただきます。実践プランとは、平成 25 年度から平成 29 年度までの計画年度としました地域福祉計画となります。これが第 2 次地域福祉計画となります。こちらの方で地域福祉の推進ということで各福祉の関係する方々や市の関係する各課が連携をして、地域の方々を支えて地域の活動を行っていた

だくということで計画をさせていただいております。その中で重点推進項目というものがありまして、一つ目は地域福祉の土台としてのつながりづくりのための取組、二つ目が要援護者カルテの作成と日常からの見守り体制の強化、三番目に自主財源の確保、四番目に人材育成プログラムの開発と人材ネットワークの強化という4つを掲げましてこの25年から29年の取組をさせていただいております。平成30年度から第3期の地域福祉計画を（H29年に策定）スタートしています。

また、サポートチームの活動の実績と今後の予定についてはどうなのかというご質問をいただいております。地域連携活動サポートチームというものがありますが、こちらの役割としましては松阪市の場合、住民協議会が市内に43地区ありますがその43地区ごとにサポートチームを編成し、先ほど申し上げた重点推進項目の地域での取組を進めてもらうというものになります。平成29年度の活動内容といたしましては各課の取組ということで地域の支援を進めてきたところでございます。サポートチームの実績といたしましては住民協議会の方で地域計画という計画がございます。こちらの住民協議会の計画も同じようにスタートして小中期における実践のプランや活動のチェックというところを実績の目標数値にあげておりますが、実際のサポートチームの開催というものが13地区に分けているのですが2か所にとどまってしまったということが29年度の状況となっております。また、地域活動の評価につきましては、先ほど申し上げたサポートチームが関わって実践プランの活動内容のチェックを行っていただいた地域は43地区中33地区となりました。

今後の予定につきましては、平成30年度から第3期地域福祉計画がスタートをしました。こちらは社会福祉協議会が活動計画を持っておりますので、市の方の地域福祉活動計画との関連が深いということで社会福祉協議会の計画と市の方の計画とを一体化をさせていただきました。その内容を市内の地域福祉活動に取り組んでいただいている地域へ出向きまして、今回の福祉計画の内容をご説明し、地域への活動の反映をお願いさせていただいております。最後に、地域連携活動サポートチームというのはこれまで地域ごとに担当を決めて活動をしていましたが今回の計画からは地域の課題や検討を要するような場合の解決方法を内容に応じて担当するものを含めたチームを結成しようということをご予定しています。チーム構成は関係機関の方々もない様に応じたメンバーで構成しようと思いをさせていただいております。今後のサポートチームは地域からいろんな課題や問題点を吸い上げていただき、この計画では社会福祉協議会が中心においてそこで検討課題を要する場合は各関係機関が各関係各課に集まっただき、そこでまだ解決に至らない場合はさらに広く関係部署に専門的な意見をいただけるような会を作っていくという計画でスタートしています。市の方でできる限り地域の課題を把握していきたいということで社協の方と連携の強化をしていきたいと思っております。以上でございます。

【会長】

ありがとうございました。この件につきまして何かご意見がありましたらよろしくお願

いします。

【委員】

30 年度の実施内容として、地域、社協、行政の共同で取り組むということで地域の問題点やニーズの掘り起こしというのが幅広くできるのではないかという展望を持っています。地域福祉の件について気になる点があるのですが、地域差はできていないかということがすごく気になっています。具体的にどのようなことかと申しますと積極的に団結して地域住民が率先してできる地域と高齢化・少子化で思いはあるけれどなかなか活動までつながらないということはどうしても地域が沈んでしまうところがあったりしますよね。そこをいかに平たくとかどの地域も幸せに活発にというのが難しいのであれば一つの工夫として子育て環境を良くしようというので徳和地区が頑張っている印象があります。それを徳和地区だけではなく、違うところにもエネルギーを分けてあげてもらったら刺激を受ける地域も出てくるのではないかなと思います。上手くいっている地域のノウハウを沈んでいる地域に与えることでその地域が活性化する種を出すなど、市全体の底上げの活動を今後もっと注目すべきではないかと思いますのでご検討いただければと思います。

【地域福祉課】

市の計画、松阪社協の活動計画として実際に地域と関わっていくのは松阪社協になりますが、社協の方も先ほど申し上げた通り市全体の取組ということで活動計画を作っていたいただいております。先ほどおっしゃっていただいた通り、地域ごとにできるできないという差が生じてしまうことはあると思いますが、地域とより密接に社協も関わっていただいておりますので上手く地域課題と地域福祉の推進を組み合わせただけのように社協と検討の場をもって進めていきたいと思っております。

【会長】

これを推進していくにあたって社協と市と団体やサポーターさんが集まってどのように進んでいくかを協議したり会議をしたりする場はありますか。

【地域福祉課】

これまでは地域担当を市の関係各課で担当者と決めて定めていました。平成 30 年度からは社会福祉協議会が中心となって色々な課題を把握させていただき、市の関係者、地域の福祉関係者、各関係機関とで協議を進め、課題解決が必要なときは先ほど申し上げたサポートチームを編成しそこで協議をします。その内容を地域に提案をさせていただいて課題解決に向けていただくという流れになるように検討の場や会議の場は当然あります。

【会長】

社協が第一の窓口になるということですか。

【地域福祉課】

そうですね。社協が地域の窓口となります。社協だけでは地域課題がありませんので行政の市民センター等の窓口もいろんな課題があったら、社協に課題を共有しています。逆の場合も課題を共有してもらっています。

【会長】

これからの広がりや充実に向けた意見でしたので、今日は社協がいらっしゃらないので社協にも今のご意見を伝えていただいて、場作りに活かしてもらえたらと思います。

【委員】

徳和地区市民センターでバルーン作りをしているところに行ったのですが、そのセンターの館長さんが自治会長さんもやってみえるということで私もいろいろその方とお会いしお世話になっています。センターの館長さんがバルーン作りやお菓子作りという場を提供してもらっています。

【会長】

活動をご理解いただいて、他の地域でもやっても良いと言ってもらえるなら、他の地域でも広がっていかれると思いますので、ぜひ社協さんと協力していただければと思います。予算がないのでなかなかできないのかなとも思いますが、この予算 0 円というのは社協に移ったという理解でよろしいでしょうか。

【地域福祉課】

予算は実践プランの策定ということで予算があがっております。活動としては社協の方でありますし、市の方も何らかの支援という形になります。

【委員】

確認させていただきたいのですが、結論としては昨年度までのようなサポートチームのような活動ではなくという理解でよろしいでしょうか。

【地域福祉課】

昨年までは決まったメンバーでその地域を担当するという形でしたが、そのくくりをなくして課題や問題等に応じたメンバーを構成して地域への関わりを持っていこうという方向に変更はさせていただきました。

【委員】

地域の方から社協や地域包括支援センターの役割が分かりにくいということをよく聞かれ、私たちもそうだなと思います。ざっくり申し上げると、社協は団体単位での支援・サポートをされていて包括支援センターは高齢者ですけど個別の支援をしている違いがあると思います。ただ、包括支援センターを地域づくりであるとか地域の課題を把握してそれに対して介入していく役割担っているので包括支援センターもしっかり活用していただいて事業を進めていただくと良いと思いますのでどうぞよろしくをお願いします。

【地域福祉課】

計画の中には地域包括支援センターも関係機関として挙げさせていただいております。地域を支えていくためには関係する方々の定期的な会議の場も持っていただき、そのところで地域包括支援センターも関わっていただいておりますので、その辺りも共有し進めていきたいと思っています。

【会長】

ぜひ活用してくださいと言って下さる団体は少ないと思いますので、みなさんの役割はあると思いますが、一番身近なところにあるように感じましたので、ぜひ活用していただいで実践していただければと思います。

他にはいかがでしょうか。それでは6番目の事業に移りたいと思います。6番の(1)です。同和問題のことについて第一隣保館・第二隣保館・中原文化センターからお願いします。それでは93ページをお願いします。

【第二隣保館】

失礼します。第二隣保館館長です。よろしくをお願いします。93ページをご覧ください。事業目的についてですが、隣保館事業につきましては厚労省の隣保館設置運営要綱に示されております地域福祉事業、啓発事業、生活人権相談事業など基本事業で地域実情に合った事業の取り組みを行わせていただいております。運営方針といたしましては地域住民の理解や信頼を得つつ、市社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を取り組むことを目的になると思います。このことから地域理事会等から推薦を運営委員さんとして委嘱し事業計画の一律化をはじめ、事業の運営に至るまで隣保館職員等を地域住民が連携し取り組むことを基軸として地域住民の理解や信頼を得ることに努めるとともに人権啓発の視点を取り入れながらそれぞれの個別の事業の企画を行っているところでございます。30年度の実施内容につきましては表記の通りでございますので説明を割愛させていただきます。29年度の各事業の実績をご覧いただきたいと思います。まず、自立支援に関する事業の開催のところで、各相談事業についてですが、第一隣保館、第二隣保館では法律・健康・就職相談を弁護士・看護師・ハローワーク職員の専門的な運営の方々をお願いをしています。また、

毎週 2 回の臨戸相談行っています。第一隣保館では年 3 回の法律相談、年一回の就職相談を開催しました。197 日開催しのべ 1289 名の相談を受けました。この他としましては統計上数字があらわれない行政市運営の手続きの仕方や、親族の悩みの相談というのも数が多くございます。専門的な相談を望むわけではなく、職員が話し相手になり傾聴することによって満足し帰られるケースということもあります。続きまして、人権問題に関する啓発、隣保館だよりによる啓発でございます。毎月 3 館で発行しております隣保館だよりには人権講演会や人権映画会などの内容を載せ啓発をしております。たよりの内容としましては人権講演会の案内をするということであつたり、県の人権ポスターの入賞作品の標語などを今月の人権標語として掲載をしたりして啓発をしている状況でございます。第一隣保館・第二隣保館・中原文化センターの 3 館では人権講演会、人権啓発映画会などを 29 年度で合計 5 回開催をしまして、723 名の方々に参加をいただきました。続きまして、地域福祉に関する事業の開催についてですが、高齢者福祉講座、健康講座、介護予防教室、子どもたちと高齢者のふれあい交流会等を 16 回開催し、412 名の方々に参加をいただきました。今後、対象地域の高齢化にかかる人口減少がますます進行する中で運営委員さんの意見や地域住民の要望をしっかりと把握しながら住民協議会、自治会、民生委員、包括支援センター等で連携しながら高齢者福祉の充実を図っていきたくと考えております。それと、先ほど委員さんの方からバルーンの話がありましたが東地区も徳和の方に出向いてバルーンの作り方をご指導いただき、東地区の文化祭の方でバルーンの飾り付けを運営委員さんが中心になってさせていただきました。徐々にではありますが、広がりはあるのではないかと考えております。また、包括支援センターの話もありましたので報告させていただきます。東地区では年一回、東地区地域ケア会議というものを開催しており、包括支援センターや社協、自治会、民生委員、隣保館を含めていろいろな地域課題の解決に向けて実際にあった事例をワーキンググループとして出し合い、各組織でできることをそれぞれ考え出し合うということをしております。そのような意味では地域包括支援センターや社協と連携しあい高齢者福祉について取り組んでいるところでございます。さらに連携をし合い充実をしていきたくと考えております。続きまして、地域交流に関する事業の開催について、定期講座・特別講座の開催でございます。まず、定期的に開催する講座としましては、手芸、茶道、英会話、ヨガ、体操など 3 館で 22 講座開設しました。受講生の中には対象地域外の方も受講いただき、のべ 7892 名の方々に受講していただきました。ただ、講座によっては高齢化の進展に伴いまして、受講生が 0 人になった影響もありまして、前年対比 232 名の減少となっております。次の段の特別講座につきましては地域住民や皆さま方のご意見を伺いまして、特に開催要望が多かったものを実施して平成 29 年度はハンドトリートメント教室やクラフトバック作り教室、陶芸教室など 13 講座開催してのべ 230 名の方々に受講いただきました。さらに、各種交流イベントといたしましては 3 館で地域文化祭やカラオケ大会、芸能発表会など 8 回開催し、のべ 1732 名の方々に参加をいただきました。実施回数につきましては目標の 11 回に達することはできませんでしたが、参加人数につきましては昨年比 173 名の増加となり

ました。続きまして、教育・学習に関する事業の開催、子ども向け人権啓発・交流事業等につきまして、少子高齢化が進む中で地域の財産である子どもたちを地域で育てていくという思いで子どもの気持ちや育ちに必要な支援を地域と学校、隣保館で連携しながら隣保館を拠点としてさまざまな取り組みを行っています。各隣保館では土曜クラブ、なかよし会など子どもたちの学年間を超えた仲間づくり事業や、家族とのふれあいを大切にする事業など40回開催し、のべ1686名の子どもさんに参加をいただきました。その他としましては、先ほどの委員さんの質問の際に回答させていただきました、子ども食堂（東地区ふれあい広場）を年7回開催させていただきました。社協、民生委員、自治会等の協力で実施したところでございます。最後に広域隣保館活動に関する事業の開催についてです。これにつきましては、第一隣保館で開催している事業でございます。鎌田中学校校区の隣保館が設置されていない地域、特に若葉町中心に人権・同和問題に対する意識向上を図るために人権講演会や人権学習会、研修を5回実施して、のべ335名の児童、教職員、保護者等の参加をいただきました。以上で平成29年度の事業実績の発表とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。それでは何かご意見はありますでしょうか。

【副会長】

地域福祉課さんにおたずねするのが適当なのか、人権・男女共同参画課の人権係さんにご質問するのが適当なのか分からないのですが、同和問題の隣保館事業についてはきっちりやっているとします、ただ、この中の人権問題に関する啓発についてですが約10年前に人権問題に関する意識調査を松阪市が行って啓発冊子を作りましたよね、人権問題に関する啓発事業のパンフレットは県のものを使っていますか。あるいは松阪市が独自に作成したパンフレットを啓発事業の中で使うのでしょうか。

【第二隣保館】

隣保館でも人権講演会を定期的に行っております。啓発については講師の先生が作成したレジュメに基づいて作成しています。

【副会長】

ありがとうございます。人権・男女共同参画課さんはどうですか。

【人権・男女共同参画課長】

独自で作ったものはありません。県の方からいただいたものを使用しています。

【副会長】

松阪市独自で人権調査を行うということは考えていますか。

【人権・男女共同参画課長】

基本施策から 10 年後の 2022 年を予定しています。

【委員】

第一隣保館だよりは公民館などで見かけるのですが、第二隣保館のたよりは独自にどこかに配布というものは行ってないのですか。

【第二隣保館】

第二隣保館だよりにつきましては地区限定という形になりまして、地区内のセンターなどには置かせていただいておりますが、地区外の配布については行っておりません。

【委員】

地区外の人でも人権の話を機会があれば聞きたいという人もいますかと思しますので、なるべく多くのところに情報発信していただければと思います。

【委員】

鳥取ループは知っていますか。

【第二隣保館】

はい。知っています。

【委員】

隣保館という名称はどう考えますか。

【第二隣保館】

隣保館という名称は変更されつつあるところがございます。ただ、設営された当時の地域の方の強い思いがあるというところで名称の変更する考えには至っておりません。引き続き隣保館という名称を使って人権同和問題に邁進していきたいと考えております。

【委員】

ありがとうございます。正解だと思います。一方で鳥取ループみたいなものもあり、中原文化センターという名称もそうですが、ある意味から言うとばらまいてますよね。

【委員】

私の地区である南町の自治会には第二公民館という名称の公民館がありますが、第二隣保館の方々が民謡や唄、踊りなどの部会に多数参加されています。地域社会といいますが、第二隣保館の周辺の方が第二公民館を利用されています。

【会長】

ありがとうございます。他に何か意見はございますか。
色々な啓発用のチラシやおたよりをできる限りいろいろなところで見れるようにという意見をいただきましたので、ご検討をお願いします。それでは6番目の(2)の女性の人権ということで職員課さんよろしくをお願いします。

【職員課】

職員課人事研修係です。よろしくをお願いします。私からは女性役職者職員研修事業についてご説明させていただきます。この事業は女性役職者職員研修事業として係長級以上の女性役職者を対象とし、リーダーシップやコミュニケーション術、部下指導を内容とした女性役職者研修を平成27年まで実施してきたものでございます。しかし、研修受講者の意見として女性に限定した研修を行う必要があるのかというものがあり、また、女性が働きやすい職場作りの観点から男性職員にも受講していただくような男女共同参画をテーマとした研修に内容を充実していく必要があるため、平成28年度からは人権問題研修の一つとして実施しております、イクボス研修として実施しております。現在女性役職者が受講する研修としましては新任係長研修でリーダーシップやコミュニケーション術、管理職研修で特定事業主行動計画研修、ハラスメント、メンタルヘルス、不祥事防止などの研修を実施しております。また、新任課長級研修では職員が講師となりまして議会对応、決済事務、時間外縮減について各担当から説明をしているという研修を実施している状況です。事前にご質問いただいた内容につきましては回答書に書かせていただいた通り、多様な職域に積極的に女性職員を配置し、異動希望調書制度により本人の意向と人事評価結果を踏まえた客観的な能力の把握を行い、適正な配置に努めているところであります。以上私からの説明とさせていただきますのでよろしくお願いいいたします。

【会長】

ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、委員の皆さまいかがでしょうか。事前に質問いただいたものにつきましては文書にて回答をいただいております。

よろしかったでしょうか。それでは続きまして、6の(3)のこどもの人権でこども支援課さんからお願いします。

【こども支援課】

こども支援課です。よろしくお願いたします。55 ページをご覧ください。要保護児童対策（M. CAP）事業でございます。M. CAP と申しますのは平成 16 年に松阪市が要保護児童の対策地域協議会において立ち上げました松阪市の児童支援連絡協議会の略称で頭文字を取って M. CAP と呼んでおります。この事業につきましては、子どもの虐待等に適切な対応するために保健医療福祉教育、地域関係団体等で構成するネットワークを作りまして、その連携を図るものでございます。また、児童虐待防止のための啓発活動にも取り組んでおります。平成 29 年度の実施実績としてはこのネットワーク事業につきましてはの代表者の会議、事務局会議を適宜開催しております。また、状況によりまして児童相談所、学校等の個別のケース会議を行って情報の共有を行ってまいりました。また、啓発の部分につきましては、11 月が児童虐待防止月間としまして、ポスターの掲示や駅・商業施設などでの啓発活動を行っております。これにつきましては、児童虐待防止全国共通ダイヤル 189 というものがございまして、こちらの周知ということで啓発活動を行っております。また、年間を通じましては市役所本庁舎内におきまして総合案内、こども局カウンター、各地域振興局の窓口におきまして児童虐待防止のシンボルになっております、オレンジリボンの配布を行っております。平成 30 年度の実施事業計画につきましては、引き続きこれまでの連携を強化し今後の虐待の早期発見、未然に防ぐという形につなげていきたいと考えております。事前にご質問をいただいておりますことについて回答をさせていただきます。質問回答一覧をご覧ください。児童虐待に関する相談についてですが、年々複雑化している中で個別ケースの検討会議に諮られているのでしょうかという内容でご質問をいただいております。個別検討会議におきましてはそれぞれ専門性を持つ関係機関がそれぞれの部分を担いながら今後どのような支援を行っていただけるかを必要に応じて子どもや家庭に対しての実践的な話し合いを行う場でございますので、こちらの方につきましては会議の方に諮っているところでございます。二つ目のご質問としましては個別ケース検討会議には新規・継続のものもありますかという質問をいただいております。こちらにつきましては新規・継続問わず再発防止のための関係機関の協議が必要となる場合には会議を開催しているものになります。三つ目の質問でございます。29 年度に比べ 30 年度の予算が上がっているのは松阪でも痛ましい児童虐待が増えているためなのかというご質問をいただいております。29 年度と 30 年度の予算額はほとんど変更ありません。ただし、評価シート 55 ページの中段に事業予算の欄がありますが 29 年度につきましては実績ということで 44 万 3 千円、30 年度の当初予算としては 56 万 2 千円という数字をあげさせていただいております。こちらにつきましては、29 年度実績の方が少ないといいますが、要保護児童対策における研修におきまして、昨年度につきましては、講師の派遣という形を取らず、具体的な事例報告検討会ということで講師派遣が必要でなくなったため、実績としては少なくなっているということになります。松阪市におきます児童虐待件数につきましては昨年度と比較いたしますと、マイナス 1 件となり、わずかに減っているという状況でございます。説明としては以上となります。よろしくお願いたします。

ます。

【会長】

ありがとうございました。それでは委員の皆さまいかがでしょうか。

【委員】

子どもの虐待が起こるのは保護者の環境で心理状態が荒れたときに子どもにいてしまうことはあると思います。それだけに限定することはできないと思いますが、私も子育て中であるので実感することがあるのですが、夫婦的などころで母親に過剰な負荷がかかってしまうときにイライラするが、イライラをぶつける先が子供になってしまうことがある。その時に聞いてもらう人がいればいいけれども、私の知っている家族は核家族で他の地域から転入してきた家族なので地域の人とまだ密着はされていないところもあって、すべてを話すことができる環境ではありません。行政の方に相談に行くこともあったのですが、心理カウンセラー的な心を癒してくれるような専門家の方はいらっしゃるのか、人数配置やケアの部分の人材のことをお聞きしたいです。

【こども支援課】

おっしゃっていただいた通り、行政の方のおきましても子育てという大きなくくりの中でご相談を受けられることはあります。こども支援課におきましては保健師・保育士・児童福祉士等の資格を持った者が担当させていただいています。心理カウンセラーにおきましては県の児童相談所に専門職のものがおりますので、そちらの方で相談対応をしております。

【委員】

県に行かないと特化したカウンセラーがいないので、すぐに対応してほしいというときにいらっしゃる。保健師はすぐに対応してくれるので松阪市は充実していると思いますが、いろんな専門家の方がいらっしゃれば頼りになるなと感じます。

【副会長】

十年間個人情報の話をしていきます。市が持っている子どもの個人情報を県や地域の方に共有するときには個人情報をしっかりと管理して大切に扱ってほしいと思います。今年は講演会をしませんでしたので、ここで改めて認識いただければと思います。本来個人情報を出してはいけないことですが、子どもの人権の問題について、市の情報を県に共有することは構わないんです。あとは自治会の方ですね。ただし、守秘義務がどこまであるかということが問題で、県は守秘義務がありますが、一般の方ですと守秘義務がありませんので個人情報については外部に漏らさないようにもう一度認識いただければと思いますのでよろしく

お願いします。

【会長】

これに限らず、いろんな場面で個人情報を取り扱うことがあるかと思imasので、よろしくお願いします。

残り審議時間がわずかであり、審議いただく事業が残存している現状です。よろしければ、日を改めて開催させていただこうと思imas。事務局の方いかがでしょうか。申し訳ありません。

【人権担当主幹】

先ほどおっしゃっていただいた通り、残り審議時間がわずかであり、審議いただく事業が残っている現状でございます。よろしければ、日を改めて開催させていただこうと考えております。次回開催日については皆さまのご相談になりますが、議会等の関係上、近日という訳にもいかないため、12月17日以降で日程を調整したいと考えております。会長、副会長の日程も確認させていただきながら、皆様に日程をお聞きして調整させていただきたいと考えておりますが、よろしかったでしょうか。

(特に異議なし)

ありがとうございます。後日また日程調整の連絡をさせていただきますので、ご協力の程よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございました。みなさん申し訳ありません。特に行政のみなさんは本日せっかくお集まりいただいたのに半分しか終わりませんでして申し訳ありませんでした。続きは次回ということになりますけれども、今日はどちらかというところからに活かせるようにというご発言をいただけたかと思imas。行政のみなさんが取り組んでみえることをさらに広げられるようにという地域の皆さまからのご発言だと思imasので、引き続きそのような場作りができればと思imasので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。最後に皆さんからのご質問はよろしかったでしょうか。(特になし)事務局の方はよろしかったですか。

【人権担当主幹】

最初の書類の方でお話もさせていただきましたが、事前に質問をいただいている質問について、審議いただいている事業についての質問の回答とそれ以外の事業についての質問の回答とを分けて印刷をしておりますので、確認の程よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。これを持ちまして第2回人権施策審議会を終了いたします。申し訳ありませんがもう一度お集まりいただくこととなりますのでよろしくお願ひします。ありがとうございました。